経済情報コンダクター

2020 新年号
（毎月２５日発行）

月刊 東海財界
TOKAI ZAIKAI

2020 東海三県トップインタビュー

新春

三重県知事
鈴木英敬

新しい時代に
果敢に挑戦し
三重の魅力を発信

岐阜県知事
古田 肇

交流増える２０２０年
「清流の国ぎふ」づくり
「人道観光」も促進

愛知県知事
大村秀章

ジブリパーク
いよいよ新年に着工
支援拠点も鶴舞に

片岡信恒弁護士の法律相談事務所

片岡　信恒（かたおか　のぶつね）昭和５５年片岡法律事務所を設立。３０年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。
<片岡法律事務所> 名古屋市中区丸の内２丁目１９番２５号ＭＳ桜通７、８階　☎０５２－２３１－１７０６

【質問】私は現在４５歳で、夫は４８歳です。子供は１８歳の長男（高校３年生）、１５歳（中学３年生）の長女がいます。私は正社員で年収２５０万円、夫は年収６００万円です。夫との離婚を考えていますが、離婚すると子供をかかえて生活していくのに不安があります。いますぐ離婚せずとりあえず別居して、婚姻費用をもらい、時期を見て離婚して養育費をもらおうと考えています。裁判所で調停や裁判をした場合の、算定基準が変わると聞いていますが、アドバイスをお願いします。

【回答】女性としては、収入が一般的に少ないので、婚姻費用・養育費がどれだけになるかは重要な関心事だと思います。

女性の代理人として婚姻費用・養育費を請求する場合、未成年の子供をかかえているケースでは、調停や裁判で認められる金額が少ない、と感じることがよくあります。

裁判所が指針としている婚姻費用・養育費の基準表は、東京・大阪の裁判官、調査官による養育費等研究会が、平成１５年４月に判例タイムズ（法律誌）で発表したもので、全国の裁判所において採用され、ネットで誰でも見ることができます。

この算定表は、子どもの年齢や人数、支払者と受取者の年収に応じて、金額がすぐに分かりますが、かねてより低額で、シングルマザーにとって厳しい金額となっているとの批判がありました。

ちなみに今回の事例で当てはめると、婚姻費用は約１２万円、養育費は約９万円強となります。女性の収入がそこそこあるので、何とか生活していけそうですが、お子さんの衣食や、学校関係費用もかなりかかるので、苦しいと思います。夫の収入がさらに低く、妻の収入が少なくなれば、妻の婚姻費用・養育費を含む総収入はかなり下がっていき、もし専業主婦だと生活が困難になるでしょう。

実は、平成２８年１１月１５日に日本弁護士連合会は、現在の算定表が、時代に対応しておらず、分担義務者の生活水準に比べて、養育費・婚姻費用がかなり低く算定されているとして、独自の検討を経て算定表を公表しました。しかし、裁判の実務では採用されることはなかったです。

このような流れを受けて、最近、この算定表について、最高裁司法研修所が見直すことが公表されました（執筆後の１２月２３日、新算定表がウェブサイトに掲載されます）。現行の算定表による婚姻費用・養育費が低額すぎるとの批判があったので、増額される方向での内容になりますが、夫婦の収入などによって、増額の程度は異なるものと思われます。

なお、とりあえず別居して婚姻費用をもらい続けて、すぐには離婚をしないとの作戦は、夫の収入が多くて婚姻費用がたくさんもらえる場合にはお勧めします。しかし、夫の収入が少ない時は、離婚した際に母子手当がもらえたり、市営住宅などに入りやすくなることのメリットを総合して判断することが得策です。